



住宅リフォームはあわてて契約しないで…



訪問販売で勧誘されて…

突然やってきた業者に点検を依頼したところ、「瓦が…」 「壁にひびが…」と言われ、「今なら値引きできる」などと急がされても、すぐに契約してはいけません。契約は慎重に。「保険が使える」などと言われた時は、業者のことばをうのみにせず、自分で保険会社に確かめることが大切です。



見積書・契約書をもらったけど…

「〇〇工事一式」では内容がわからないので、詳細な見積りをもらいましょう。工事内容や価格を判断するために、少なくとも2社以上に見積りを依頼し、リフォーム見積りサービス（裏面参照）など専門家のチェックを受けるのもよいでしょう。また製品カタログなどの情報も残しておきましょう。



クーリング・オフできる?

訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフ（注）ができます。自分から業者を呼んだり、営業所などで契約した場合はクーリング・オフはできませんので、契約は慎重に!!

（注）契約書面を受け取った日を含む8日間は、無条件で解約できる制度。書面で通知しましょう。

ご相談はお近くの消費生活センターへ



京のチェックポイント



住宅リフォームでトラブルにならないために

十分な打ち合わせで
トラブルを回避しよう！



計画調査 ・リフォームの目的を明確にして、資金計画を立てる。
 ・修繕が必要などころはないか住宅の状況をリフォーム前に調べておく。

見積り業者選び ・見積書の相談ができるサービスを利用する。⇒住まいるダイヤル
 ・リフォームの規模や内容にあった業者を選ぶ。

契約工事中 ・完成前に費用の全額を支払うことは避ける。
 ・着工後の計画変更はトラブルのもと！打ち合わせ内容の記録を残しておく。

工事完了引渡し ・契約書どおりにできているか、支払いの前に確認する。
 ・今後の維持保全のため契約書、図面、保証書などを大切に保管し、管理手帳を作っておく。

住宅専門の相談窓口も利用し、十分検討し契約しましょう

住宅に関する相談窓口

- 住まいるダイヤル ☎ 0570-016-100
 (公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
 相談内容 ●リフォーム見積チェックサービス
 ●専門家相談
- 京都府住宅供給公社 住宅相談所 ☎ 075-432-2011
- 京(みやこ)安心すまいセンター ☎ 075-744-1670
 (京都市在住・通勤通学の方が対象)



不安なときは
まずお電話を！

- 消費者ホットライン 188 (いやや！)
 (お近くの消費生活相談窓口へつながります)
- 京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004
- 高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144
- 消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ) 075-257-9002